
プロジェクト 公正価値測定

項目 IFRS 第 13 号「公正価値測定」の適用後レビュー (ASAF 対応)

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2017 年 7 月に開催される会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において議題として取り上げられる IFRS 第 13 号「公正価値測定」(以下「IFRS 第 13 号」という。)の適用後レビュー (以下「PIR」という。)に関して、2017 年 5 月 25 日に国際会計基準審議会 (IASB) が公表した IFRS 第 13 号の PIR に関する情報要請 (Request for Information、以下「RFI」という。) (コメント期限: 2017 年 9 月 22 日) の概要及び ASBJ 事務局の気付き事項についてご説明することを目的としている。
2. 2017 年 7 月開催の ASAF 会議における ASAF メンバーへの質問事項は、次のとおりである。
 - (1) 現時点では正式な回答ではないことを前提としたうえで、RFI のトピックについての初期段階のフィードバックを頂きたい (「III. RFI における質問事項」において ASBJ 事務局の気付き事項を記載している。)
 - (2) IASB のアウトリーチの戦略に対するコメントはあるか (「IV. PIR の戦略及び各国会計基準設定主体との協働」において ASBJ 事務局の気付き事項を記載している。)

II. IFRS 第 13 号の PIR の概要

PIR の背景

3. PIR の目的は、IFRS 財団が定めたデュー・プロセスに従い、IFRS 第 13 号が IASB の意図どおりに機能しているか否かを評価することであり、特に IASB は次の事項を評価することを目的としている。
 - (1) IFRS 第 13 号が要求している情報が、財務諸表利用者にとって有用か。
 - (2) IFRS 第 13 号に適用上の課題があり、要求事項の不整合な適用が生じるおそれがあるか。
 - (3) IFRS 第 13 号の要求事項を適用する際に、予想外のコストが生じているか。
4. IASB は、2011 年 5 月に、公正価値を定義し、単一の IFRS 基準の中で公正価値測定に

関する枠組みを定め、公正価値測定に関する開示を要求するものとして、IFRS 第 13 号を公表している（IFRS 第 13 号は、2013 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用されている。）。

IFRS 第 13 号の要求事項は、他の IFRS 基準が公正価値測定やその開示を要求する又は許容する場合に適用される（別紙 1 参照）ものであり、公正価値測定を要求する又は許容する他の IFRS 基準の規定については PIR の対象とはされていない。

5. IFRS 第 13 号は、米国財務会計基準審議会（FASB）とのコンバージェンス・プロジェクトの成果であり、米国会計基準における Topic 820「公正価値測定」と概ねコンバージェンスされた基準¹である。米国会計基準については、米国財務会計財団（FAF）が 2014 年 3 月に公正価値測定に関する PIR を完了しており、Topic 820 は目的を満たしており、予想外の結果はなかったと結論を下している。なお、FASB は、開示フレームワーク・プロジェクトとして、公正価値測定の開示要求事項を変更することを検討している²。

-
- ¹（事務局注）公正価値測定について、米国会計基準は、IFRS 第 13 号と次のような点が異なる。
- ✓ 米国会計基準には、一定の状況において、投資会社に対する投資の公正価値測定として純資産価値によることができるという実務上の便法があるが、IFRS 第 13 号ではそのような実務上の便法はない。
 - ✓ 要求払の特徴を有する金融負債について、米国会計基準では、当該負債の公正価値を報告日における支払が要求される金額としているが、IFRS 第 13 号では、当該負債の公正価値を当該金額の支払が要求される可能性のある最初の日から割り引いた金額を下回らないとされている。
- また、開示項目については、米国会計基準は、IFRS 第 13 号と次のような点が異なる。
- ✓ IFRS 第 13 号では、レベル 3 に区分される商品についての定量的な感応度分析（観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更した場合の影響）が要求されている（IFRS 第 13 号第 93 項(h) (ii)）が、米国会計基準ではそのような要求事項はない。
- ²（事務局注）FASB は、2015 年 12 月に、開示フレームワーク・プロジェクトの一環として ASU 案「開示フレームワーク-公正価値測定の開示要求の変更」を公表（コメント期日は 2016 年 2 月末）しており、次の修正を提案し、現在、受領したコメントに基づき再審議を行っている。なお、要求事項を削除することや要求事項の明確化については概ね支持が得られたものの、追加提案に対しては、有用性を疑問視するコメントや適用の一貫性を懸念するコメントが寄せられている。
- ✓ 現行の要求事項から削除される項目の提案
 - 公正価値ヒエラルキーのレベル 1 とレベル 2 の間の振替の金額及び理由
 - レベル間の振替がいつ生じたとみなすかに関する方針
 - レベル 3 に区分される公正価値測定の評価の方針及び手続
 - ✓ 現行の要求事項に追加される項目の提案
 - 報告期間末日に保有しているレベル 1、レベル 2 及びレベル 3 に区分される経常的な公正価値測定に関して、当期のその他の包括利益及び損益（又は純資産の変動）に含まれる未実現損益の変動（現行の要求事項は、レベル 3 に対する損益に含まれる未実現損益の変動のみ）
 - レベル 3 に区分される公正価値測定に関して、重大な観察可能でないインプットの

これまでの IASB の PIR における作業及び発見事項

6. IASB は、PIR のフェーズ 1 として、各種資料のレビュー、利用者、作成者、監査人、評価専門家、規制当局、各国会計基準設定主体、IFRS 諮問会議等とのミーティング、学術文献の範囲レビュー（文献の研究対象のレビュー）等を実施し、PIR の範囲を設定するための初期的な評価を行った。

当該評価によると、多くの市場関係者は、IFRS 第 13 号は概ね機能しており、財務報告に著しい改善をもたらしたとコメントしたが、検討すべき課題も挙げており、IASB は、検討すべき課題について RFI においてコメントを募集することとしている。

PIR に関する今後の予定

7. IASB は、PIR のフェーズ 2 として、RFI について受領したコメントについては、2017 年 9 月下旬開催の ASAF 会議の前までにフィードバックの要約を示したうえで、2017 年中又は 2018 年初旬にアウトリーチや学術研究レビューの結果と合わせて内容を検討し、最終的に発見事項について対処すべきステップを記載したフィードバック・ステートメントを公表する予定であるとしている。発見事項によっては、IASB は、ガイダンス等を開発することや IFRS 第 13 号を改訂する可能性があるとしている。

III. RFI における質問事項

8. IFRS 第 13 号の PIR に関する RFI において、次の領域に関する質問項目が設けられている。

質問 1：回答者の経歴及び公正価値測定に関する経験

質問 2：公正価値測定の開示

質問 3：レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け

質問 4：非金融資産についての最有効使用の適用

質問 5：公正価値測定に要求される判断の使用

質問 6：教育活動

幅、加重平均された値、重大な観察可能でないインプットを算定するための計測期間

質問7：IFRS第13号の影響及び米国会計基準とのコンバージェンス

質問8：その他の事項

2017年7月開催のASAF会議においては、質問2から質問5に焦点が当てられており、以下において、当該項目の背景及び質問事項、並びにASBJ事務局の気付き事項を記載する。

質問2：公正価値測定の開示

(背景及び質問事項)

9. IFRS第13号の開発の目的の1つには、公正価値測定に関する開示の拡充があり、その開示要求事項の目的は、財務諸表利用者に、公正価値測定において用いられた評価技法やインプットに関する情報と、重大な観察可能でないインプットを用いた公正価値測定の純損益又はその他の包括利益への影響に関する情報を提供することであるとされている（開示要求事項の要約については、別紙2を参照のこと）。
10. IASBは、IFRS第13号の開発時に、公正価値ヒエラルキーのレベル3に区分される公正価値測定に関して、レベル1又はレベル2よりも多くの情報を求める要望を利用者より受けていた。レベル3の公正価値測定について開示が要求されている主な情報は以下のとおりである。
 - 評価技法に用いられた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報（IFRS第13号第93項(d)）
 - 期首残高から期末残高への調整表（IFRS第13号第93項(e)）
 - 企業が用いた評価プロセスの記述（IFRS第13号第93項(f)）
 - 重大な観察可能でないインプットの変動に対する感応度（感応度の記述的説明及び公正価値で測定される金融商品についての定量的な分析³）（IFRS第13号第93項(h)）
11. PIRのフェーズ1では、利用者がレベル3の公正価値測定の開示を重視していることが確認されたが、利用者及びその他の市場関係者は当該情報の有用性を疑問視しており、次の要因が当該開示の有用性を損なわせていると指摘している。

³ 観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更すると公正価値が著しく変化する場合には、その変更の影響及び計算方法を開示するとされている（IFRS第13号第93項(h)(ii)）。

- 多様な基礎となる金融商品について開示上集約されること
- ありきたりな情報の開示

12. RFI では、レベル3の資産及び負債に関する公正価値測定の開示の有用性を理解するための情報を求めるために、次の質問が設けられている。

質問2 — 公正価値測定の開示

- (a) レベル3の公正価値測定に関して提供されている情報はどのくらい有用と考えているか。どのような具体的情報が有用なのか及びその理由についてコメントをいただきたい。
- (b) レベル3の公正価値測定についての回答者の経験において、
- (i) 集約とありきたりな開示が、結果としての情報の有用性にどのように影響を与えているか。回答を説明する例を示していただきたい。
 - (ii) 情報の有用性に影響を与える他の要因（IFRSの要求事項の中でも外でも）を承知しているか。回答を説明する例を示していただきたい。
 - (iii) そのような要因が提供される情報の有用性を低下させることを防ぐ方法について提案があるか。
- (c) レベル3の公正価値測定の開示のうちどれが最も作成にコストが掛かるか。説明していただきたい。
- (d) 回答者が有用と考える公正価値測定に関する情報の中で、IFRS第13号が企業に開示を要求していないものがあるか。ある場合には、それがどのような情報なのか及びそれを有用と考える理由を説明していただきたい。そうした情報の開示の例を示していただきたい。

(ASBJ事務局の気付き事項)

13. レベル3の公正価値測定の開示については、経常的な公正価値測定について多様な開示が要求されているが（別紙2参照）、ASBJ事務局が知る範囲では、我が国のIFRSを任意適用している企業の財務諸表において、非金融商品が財政状態計算書において経常的に公正価値で測定されることが少ないため、ASBJによる今回のASAF会議への対応としては、主に金融商品について検討することが考えられる。

金融商品に関するレベル3の公正価値測定の開示については、IASBがPIRのフェーズ1に受け取ったフィードバックと同様に、次の開示項目について、コスト・ベネ

フィットが合わない又は情報の有用性が明確でないとの意見があると考えられるが、IFRS 第 13 号適用後の状況を確認するため、金融機関等に対して限定的なアウトリーチを実施し、そのうえで今回の ASAF 会議における発言案を検討することが考えられる（詳細な検討については、RFI へのコメントレター作成にあたって行うことが考えられる。）。

- (1) 評価技法に用いられた重大な観察可能でないインプットに関する定量的情報
- (2) 期首残高から期末残高への調整表
- (3) 金融商品についての重大な観察可能でないインプットの変動に対する定量的な感度分析（米国会計基準には要求されていない開示項目）

質問 3：レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け

（背景及び質問事項）

14. IFRS 第 13 号の発効後に、一部の市場関係者は、レベル 1 のインプットが存在するが、それが会計単位に対応していない場合に、レベル 1 のインプットの使用と会計単位のいずれを優先すべきかについて疑問を呈した。
15. IASB は、前項の疑問について、レベル 1 のインプットの使用と会計単位のいずれを優先すべきかを明確にするために、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」（以下「2014 年公開草案」という。）において、以下のことを提案した。
 - (1) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の会計単位は当該投資全体である。
 - (2) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値、並びに相場価格のある資金生成単位の回収可能価額は、投資を構成する個々の金融商品についての相場価格 (P) と数量 (Q) を乗じたものを調整せずに使用することを基礎とする。
16. 前項の提案については、多くのコメント提出者は(1)には同意したが、(2)には目的適合性のない測定となるとして反対していた。ただし、利用者の多くは、客観的かつ検証可能な測定となるという理由により、(2)の提案が望ましいと考えていた。

また、PIR のフェーズ 1 において IASB が受領したフィードバックは、上記のコメントと整合的なものであった。

17. RFI では、この領域で行った作業を補足するための追加的な情報を求めるために、次の質問が設けられている。

質問 3 — レベル 1 のインプット又は会計単位の優先順位付け

- (a) 下記のことを評価するのに役立つため、回答者の経験を共有していただきたい。
- (i) 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資、並びに相場価格のある資金生成単位が公正価値で測定されることは、どのくらい一般的か（コメントの裏付けとなる例を示されたい）。
 - (ii) P×Q のみに基づいて測定した公正価値の金額と、他の評価技法を用いて測定した公正価値の金額との間に重要性のある差異があるかどうか。例があれば示していただきたい（差異に関する定量的情報や差異の理由を含む）。
 - (iii) 異なる測定の間に関与性のある差異がある場合には、実務においていずれの技法が使用されているか、また、その理由は何か。
- 回答者の経験が、特定の法域、地域又は投資の種類に関するものかどうかを示していただきたい。
- (b) 当審議会は過去にこの領域で作業を行っている。この領域に関して当審議会が考慮すべきだと回答者が考えることが他に何かあるか。

(ASBJ 事務局の気付き事項)

18. 2014 年公開草案については、ASBJ は、コメントレターを提出しており、第 15 項の提案に基本的に支持するものの、個別財務諸表における子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資については、相場価格の有無にかかわらず、純損益を通じた公正価値ではなく、取得原価を基礎に測定すべきであると述べている。
19. また、2015 年 10 月開催の ASAF 会議では、ASAF メンバーに対して、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資について、レベル 1 のインプットと会計単位の優先順位の論点が幅広く見られるかとの質問がなされ、ASBJ からは我が国においては当該論点について幅広く見られるものではないとの発言を行っている。
20. 本質問については、前項の 2015 年 10 月開催の ASAF 会議における ASBJ の発言時から状況が特段変わっていないと考えられ、今回の ASAF 会議においては、特段コメントを行わず、RFI へのコメントレター作成にあたって検討することが考えられる。

質問4：非金融資産についての最有効使用の概念の適用

(背景及び質問事項)

21. IFRS 第13号では、非金融資産の公正価値測定において、たとえ現在の使用と異なっている場合であっても、当該資産の最有効使用⁴を考慮することを要求している（ただし、市場参加者が異なる使用をすれば当該資産の価値が最大化されることが市場又は他の要因により示唆される場合以外は、現在の使用が最有効使用であると推定されている。）。
22. PIRのフェーズ1の間に、一部の市場関係者（主にアジアの作成者及び会計基準設定主体）は、非金融資産が他の資産又は負債と組み合わせられて使用され、当該グループの中のいずれの資産の最有効使用も現在の使用ではない場合における、最有効使用の概念の非金融資産グループへの適用が、直観に反する結果になる可能性があることに懸念を示した⁵。
23. RFIでは、最有効使用の概念の適用上の課題及びその広がり等を理解するための情報を求めるために、次の質問が設けられている。

質問4－非金融資産についての最有効使用の概念の適用

下記のことを評価するのに役立つため、回答者の経験を共有していただきたい。

- (a) 資産の最有効使用の評価が困難かどうか、また、その理由。回答を説明する例を示していただきたい。
- (b) 多くの資産の現在の用途が最有効使用と異なっているかどうか、また、どの具体的な状況においてその2つが異なるのか。
- (c) 最有効使用を資産グループに適用し、残存価値方式を使用する場合に、結果としての個々の資産の測定が直観に反する可能性があるかどうか。あるならば、これがどのようにして生じるのか、また、どの状況においてなのかを説明していただきたい。
- (d) 最有効使用の概念の適用に関して実務の多様性があるかどうか、また、これが生じるのはどのような場合で、その理由は何か。

⁴ IFRS 第13号において「最有効使用」とは、以下のように定義されている。

「市場参加者による非金融資産の使用のうち、当該資産又は当該資産が使用される資産と負債のグループ（例えば、事業）の価値を最大化するもの」

⁵ 一般的な例として市場関係者から、郊外の住宅地に近い土地にある農場又は工場で、当該土地が住宅開発に使用できる場合、複合した資産及び土地の公正価値がわかる場合に、差し引きで農場又は工場の公正価値を算出する場合、それがゼロになる可能性があるとして示されている。

回答者の経験が、特定の法域、地域又は資産の種類に関するものか示していただきたい。

(ASBJ 事務局の気付き事項)

24. 本質問については、ASBJ 事務局が知る範囲では、我が国の IFRS を任意適用している企業の財務諸表において、非金融資産について現在の使用が最有効使用と異なる旨の開示（IFRS 第 13 号第 93 項(i)）が見られないため、今回の ASAF 会議においては、特段コメントを行わず、RFI へのコメントレター作成にあたって検討することが考えられる。

質問 5：公正価値測定に要求される判断の適用

(背景及び質問事項)

25. IFRS 第 13 号では、資産又は負債の公正価値測定にあたって、一定の判断を要求しており、PIR のフェーズ 1 の間に、一部の市場関係者から判断が困難と考えられる領域として次の項目が挙げられている。

(1) 市場が活発かどうか⁶の評価

市場が活発かどうかを判定するにあたり、特定の市場における取引量や取引頻度をどのように評価するかとの疑問が市場関係者から提起されていた。また、質問 3 の相場価格のある投資の会計単位と公正価値測定の論点は、活発な市場の定義に関連することになる（市場が活発でないと判断される場合には、市場価格を調整する可能性がある。）。

(2) 観察可能でないインプットに対する重要性の判断

公正価値ヒエラルキーの分類について、インプットが重大であるかどうか、どのような場合にインプットが観察可能でないとされるのかとの疑問が市場関係者から提起されていた。

26. RFI では、具体的な状況の判断における困難さ及び困難さへの対応方法を評価するのに役立つ情報を求めるために、次の質問が設けられている。

⁶ IFRS 第 13 号において「活発な市場」とは、以下のように定義されている。
「資産又は負債の取引が、継続的に価格付けの情報を提供するのに十分な頻度と量で行われている市場」

質問 5 — 公正価値測定に要求される判断の適用

公正価値を測定する際の判断の適用における課題を評価するのに役立つため、回答者の経験を共有していただきたい。

(a) 資産又は負債についての市場が活発かどうかを評価することには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。

(b) あるインプットが観察可能でなく、かつ、全体の測定に対して重大であるかどうかを評価することには困難が多いか。その理由又はそうでない理由は何か。

回答を説明する例を示していただきたい。また、回答者の経験が、特定の法域、地域又は資産又は負債の種類に関するものか示していただきたい。

(ASBJ 事務局の気付き事項)

27. 本質問については、公正価値ヒエラルキーのレベル区分の判定に関するものであり、市場が活発かどうかの評価に困難さがある商品は、銘柄等によって取引量が大きく異なる有価証券であると考えられ、またインプットの観察可能性及び重大さの評価に困難さがある商品は、金融商品が主な対象となると考えられる。

我が国の市場関係者がこれらの評価についてのガイダンスを要望する可能性があり、IFRS 第 13 号適用後の状況⁷を確認するため、金融機関等に対して限定的なアウトリーチを実施し、そのうえで今回の ASAF 会議における発言案を検討することが考えられる（詳細な検討については、RFI へのコメントレター作成にあたって行うことが考えられる。）。

IV. PIR の戦略及び各国会計基準設定主体との協働**PIR のフェーズ 2 におけるアウトリーチ**

28. IASB のアウトリーチの戦略に関する目的は、次の 2 つであるとされている。

- (1) 特に財務諸表利用者から、公正価値測定の開示の有用性をより深く理解すること（RFI の質問 2 に関連する。）
- (2) RFI の質問 3 から質問 6 の論点については、その論点の広がり証拠を収集する

⁷ 公正価値ヒエラルキーのレベル区分は、IFRS 第 13 号の発効以前に、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」において要求されている。

こと

また、IASB のアウトリーチにおいては、次に留意するとされている。

- (1) PIR のフェーズ 1 において、IFRS 第 13 号が機能していると認識されていること
- (2) PIR のフェーズ 1 で収集した情報を活用すること
- (3) 財務諸表利用者及び開示に焦点を当てること
- (4) RFI に対する重要な回答を想定すること
- (5) 学術研究のレビューによりアウトリーチを補足すること

各国会計基準設定主体との協働

29. IASB は、各国の会計基準設定主体の支援は、前項に記載した IASB のアウトリーチの戦略及び RFI の質問 2 から質問 6 の焦点を当てる領域と整合的になされる場合には、非常に有用であると考えている。なお、PIR は基準設定プロジェクトではないため、IASB は、現時点では、基準設定プロジェクトの可能性について見解を求めていないとされている。

ASBJ 事務局の気付き事項

30. 今回の ASAF 会議では、IASB のアウトリーチの戦略に対するコメントはあるかとの質問が設けられているが、第 28 項に記載した IASB のアウトリーチの戦略は、PIR のフェーズ 1 の結果を踏まえ、RFI と同様の項目に焦点を当てているものであり、今回の ASAF 会議において特段言及すべきコメントはないと考えられる。

ディスカッション・ポイント

IFRS 第 13 号の PIR に対するご質問や ASBJ 事務局の気付き事項に対するご意見等があれば、お伺いしたい。

以 上

(別紙1)

IFRS 基準における IFRS 第 13 号の測定及び開示の要求事項の適用

IFRS 基準	公正価値がどのように使用されているか	IFRS 第 13 号の適用	
		測定	開示
IFRS 第 3 号「企業結合」	要求 (一部例外あり)	Yes	No
IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」	閾値 (売却コスト控除後の公正価値が帳簿価額より低い場合に要求される)	Yes	Yes
IFRS 第 9 号「金融商品」	要求 (事業モデル及び金融商品に応じて)	Yes	Yes (注 1)
IAS 第 16 号「有形固定資産」	任意 (会計方針による選択)	Yes	Yes
IAS 第 19 号「従業員給付」	要求 (年金制度資産についてのみ)	Yes	No
IAS 第 36 号「資産の減損」	閾値 (売却コスト控除後の公正価値が、帳簿価額がより低く使用価値よりも高い場合に要求される)	Yes	No
IAS 第 38 号「無形資産」	任意 (会計方針による選択)	Yes	Yes
IAS 第 40 号「投資不動産」	任意 (会計方針による選択)	Yes	Yes (注 1)
IAS 第 41 号「農業」	要求 (ほとんどの生物資産については、売却コスト控除後の公正価値)	Yes	Yes

注 1

公正価値測定の開示が償却原価 (IFRS 第 9 号) 又は取得原価 (IAS 第 40 号) を測定基礎とした場合にも要求される。

(別紙 2)

IFRS 第 13 号における公正価値の開示に関する要求事項

開示の要求事項	FVで測定される項目						原価で測定される項目(FV開示)		
	経常的(注2)			非経常的(注2)			L1	L2	L3
	L1	L2	L3	L1	L2	L3			
報告期間末の公正価値	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
測定の理由				✓	✓	✓			
公正価値ヒエラルキーのレベル	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
ヒエラルキーのレベル間の振替	✓	✓	✓						
ヒエラルキーのレベル間の振替がいつ生じたかとのみならずかの決定に関する方針	✓	✓	✓						
使用された評価技法及びインプットの記述		✓	✓		✓	✓		✓	✓
評価技法の変更と理由		✓	✓		✓	✓		✓	✓
重要な観察可能でないインプットに関する定量的な情報			✓			✓			
期首残高から期末残高への調整表(振替に関する情報を含む)			✓						
純損益に認識された未実現の利得及び損失			✓						
評価のプロセス及び方針の記述			✓			✓			
観察可能でないインプットの変動に対する感応度(記述的説明)			✓						
合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の感応度(定量、金融商品のみ)			✓						
現在の用途が最有効使用と異なる場合の理由(非金融資産のみ)	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓
第48項の例外措置(ポートフォリオの例外規定)	✓	✓	✓						

注 2

- ・ 経常的な公正価値測定：公正価値で測定される金融商品、有形固定資産、無形資産、投資不動産及び生物資産の公正価値測定
- ・ 非経常的な公正価値測定：売却目的資産や減損した資産の公正価値測定

以 上